平成２４年（フ）第２４８号
大阪市旭区中宮４丁目10番11号、住民票上の住所京都府京田辺市三山木見尊田23番地の１
債務者　小宮　健一
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細川　　治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
奈良市あやめ池南６丁目６番43―501号
債務者　廣川　美幸（旧姓北村）
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石黒　良彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４３号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目１番地417
債務者　中根　明美
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笹原　裕司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３０号
長野県木曽郡上松町本町通り１丁目87番地
債務者　中村　清邦
１　決定年月日時　平成24年３月19日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石曽根清晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３１号
長野県木曽郡上松町本町通り１丁目87番地
債務者　中村　　近
１　決定年月日時　平成24年３月19日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石曽根清晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６２号
神奈川県横須賀市津久井３丁目18番１号
債務者　岡元　靖子
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５９５号
札幌市中央区南７条西１丁目６番地１　プライムメゾン鴨々川1003号
債務者　和田　忠義
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　深村　真人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
宮崎県都城市高崎町大牟田1204番地
債務者　鎌田眞一郎
１　決定年月日時　平成24年３月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉谷　友和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第５００号
神奈川県鎌倉市材木座５丁目15番５―201号
債務者　オブライエン　ダニエル　ジョン
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉原　弘康
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１３号
福岡市博多区東那珂２丁目10番30―301号　アンピール比恵南
債務者　仲野璟子こと　金　　璟子
１　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４４号
奈良県大和高田市三和町14番20号　メルヘンハイツ206号
債務者　吉元　明夫
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
奈良県大和高田市三和町14番20号　メルヘンハイツ206号
債務者　吉元　真弓
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
奈良県大和高田市内本町１番１号
債務者　大畑　順嗣
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
奈良県葛城市兵家773番地７
債務者　香川　　保
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
北海道山越郡長万部町字長万部422番地の149
債務者　澤田　将洸
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１２１号
埼玉県富士見市西みずほ台１丁目25番地６　サンライトマンションもくれん１―202
債務者　前田　孝泰
１　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２５号
山口県宇部市大字上宇部211番地１　ガーデンハイツ上宇部Ⅰ305号
債務者　岡本友紀代
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所宇部支部